

関釜裁判ニュース

1994.12.17

200頁

第8号

釜山「従軍慰安婦」女子
勤労挺身隊、公式謝罪等
請求事件戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会
代表 松岡直子・入江清弘

郵便振替 福岡4-47678
(関釜裁判を支援する会)

関釜裁判とは、一九九二年十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求め、国を相手に提起した裁判である。

あらためて、

民間基金の白紙撤回を求めます。

一、連立与党「民間基金」創設を決定
(下記の報告要旨参照)

十二月七日開かれた戦後五十年問題プロジェクトチームの全体会議で基金への政府拠出、「個人補償」の明記をめぐって社会党と自民党の意見対立で調整が難行しました。が、五十嵐官房長官の「政府による直接的な個人補償は困難」との見解によって、政府の拠出金は事務費にのみ限定、基金本体には出さない、「個人補償」ではなく一時金(見舞金)とすることが決定されました。一時金の支給額は二百万円説が流れています。基金の名称は「女性のためのアジア平和友好基金」とし日本赤十字社に設置することが有力視されています。

報告要旨三の③の「女性の名誉と尊厳にかかわる問題解決に向けた活動への支援」とは韓国やフィリピンの支援団体への支出を検討、「民間基金」への反対論封じ込めを狙っています。

二、当事者の声を無視した決定

今回の決定にあたって被害者達の声がかく無視されたことに対して激しい怒りを覚えます。従軍慰安婦問題等小委員会では、十一月八日・十日で開かれた有識者、運動関係者からの意見聴取に際して、肝心の元「従軍慰安婦」や、韓国・フィリピンの被害者当時国支援団体は招かれませんでした。この間、寒風の中で、国会前座り込み、

慰安婦問題報告要旨

与党戦後五十年問題プロジェクトがまとめた「いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告」要旨は次の通り。

一、いわゆる従軍慰安婦問題への取り組み

従軍慰安婦の実態は、慰安所が当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び、慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接に関与したものである。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も甘言、強圧によるなど、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、さらに、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。政府、与党としては、心身にわたりいやしがたい傷を負われた女性に対し、ここからおわびと反省の気持ちを表す必要がある。私たちは、我が国及び国民の過去の歴史を直視し、道義を重んずる国としての責任を果たすことにより、今後こうした行為がなくなるべきにしたい。

二、なぜ幅広い国民参加の道を求めるのか
先の大戦にかかわる賠償、財産・請求権の問題について、政府としては、サンフランシスコ平和条約等に従って、国際法上も外交上も誠実に対応してきた。しかし、本問題は、戦後五十年を機会に、我が国としては道義的立場からその責任を果たさなければならない。

三、国民参加の道について
【目的・事業】①国民参加のものと「基金」について検討②「基金」は、元従軍慰安婦として耐え難い辛酸をなめた女性を対象とした措置を行う③女性の名誉と尊厳にかかわる問題解決に向けた活動への支援など諸事業を行う。

【その他】「基金」は、公益性の高い既存の組織に協力を求めるなど早急に具体化を図る。

四、政府の役割

政府としては「基金」に対し、拠出を含め可能な限りの協力を行うべきものとする。国として深いおわびと反省の気持ちをいかに表すべきかについて、検討する。

12月8日付毎日新聞朝刊より

ハンガーストライキを展開してきた元慰安婦達の声も、無視されました。又、十一月末に毎日新聞 朝刊で出された意見広告で、最初に名乗り出た金学順さん、関釜裁判原告 李順徳さん達当事者と、国内外の支援する八十数団体がこぞって民間基金案の撤回を求めました。この意見広告は東京の支援団体によって戦後五十年問題プロジェクトチームの全議員に手渡されました。こうした被害者と支援団体の声を無視した今回の与党の基本方針は、破綻を余儀なくされています。

三、第二の日韓条約にさせないために 報告書によれば「何故、幅広い国民参加の道を求めるのか」と題して、サンフランシスコ条約等に従って、国際法上も、外交上も誠実に対応してきているので、政府として国家補償はできないことを強調しています。

一九六五年締結された日韓条約は、植民地支配に対する謝罪を拒否し、侵略戦争の下で強制連行された被害者への賠償を放棄させることとひきかえに、独立祝い金として有償・無償五億ドルで妥結したものです。軍事クーデターで登場した朴政権との取り引きに対して、当時学生を中心とした激し

い「屈辱外交反対」デモが展開されました。反対運動は流血の下に弾圧され、韓国民の中に重い「恨」を残しました。

ましてや、「従軍慰安婦」問題は三年前まで日本政府は、関与すら否定してきたものです。今回の与党案は、強制連行被害者の真相究明、謝罪、賠償を一貫して回避してきた歴代自民党政権の延長線上に生まれてきたものです。歴史を直視しない日本政府は、同じ過ちを繰り返そうとしています。

四、問われる歴史認識

現在、自民党を中心に各県議会で 戦没者追悼の決議案が検討されています。九月愛媛県議会に提出された「戦没者に追悼と感謝を表す」決議案は、「先の大戦によってアジア諸国は独立を達成した」「これはひとえに祖国の安泰とアジアの解放を闘って尊い生命を捧げられた本県四万四千余人を含む全国二百万余の戦没者のたまものである」と述べています。こうした決議案の検討が、十二県にのぼっています。(九州では熊本、鹿児島、佐賀、長崎)。

各県議会での決議をもって、国会における植民地と侵略戦争に対する謝罪決議を阻止せんとしています。

こうした歴史認識が自民党の本質であり、

今回の与党案の背景にあることを直視しないわけにはいきません。(愛媛県では、国内外の強烈な抗議によって、字句は大幅に修正されたが、十二月九日県議会で、日本人戦没者のみの追悼が決議されました。)

五、被害者の名誉回復を！

今回の与党案にそって民間基金案が具体化され、強行されるならば、元慰安婦達に日本政府と日本人に対する回復不能な不信と「恨」を重ねることになるでしょう。

私達はあらためて民間基金案の白紙撤回を求めます。元慰安婦の名誉回復の為に次の要求をかがけて、更に幅広い運動を展開していきたいと思えます。

- ① 日本政府の所有する資料の完全公開
- ② 元慰安婦と研究者を招いた、国会での公聴会の開催
- ③ 国会における謝罪決議
- ④ 加害責任を明確にした謝罪賠償法の制定
- ⑤ 元慰安婦個人々々への謝罪文と個人補償の実施

以上のことを実現して始めて与党報告が謳う「わが国および国民の過去の歴史を直視し、道義を重んずる国としての責任を果たすこと」になるでしょう。

(花房 俊雄)

第七回口頭弁論報告

入江清弘

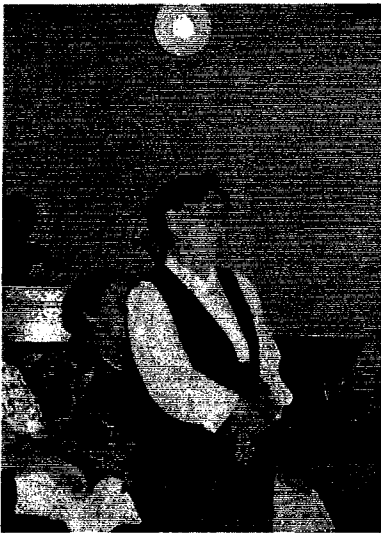
十一月二八日の第七回口頭弁論は、河順女さんの本人尋問の予定であった。しかし、彼女は怪我のため来日することができなかった。というのは、本人尋問の準備のために、二週間前に山崎、山本両弁護士が訪韓して河順女さんと打合せを済ませ、別れたあと順女さんが自宅の近くでころんで怪我をされたためであった。昨年の八月、釜山の草梁洞にある順女さんのお住まいに私もお訪ねしたが、そこは起伏の激しい土地で、狭い険しい道でつまずいて転ばれたのだろうと思った。両膝の怪我にリユーマチがかさなって、今回彼女は来日できなかったのである。

河順女さんが出廷できないということがあらかじめ一部の支援者の間に伝えられていたにもかかわらず、傍聴者は四十人前後と、傍聴席の空席は多くはなかった。原告側から河順女さんの意見陳述書を提出し、

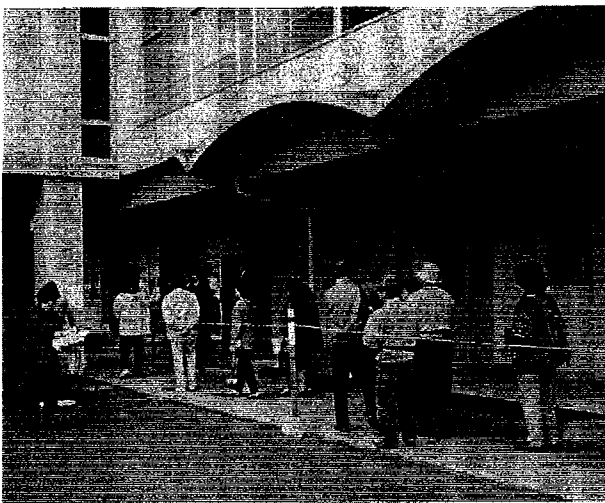
被告側から準備書面が手渡され、次回口頭弁論の日程が約されて、あつという間に裁判は終わった。

次回口頭弁論の日程については、裁判長は初め、一月二三日を提示したが、被告（国側代理人）の「都合が悪い」ため、次々と延引され、二月二七日となった。それは裁判所でのルールに乗った決め方ではあるが、一日一日と健康を蝕まれているハルモ二たちを思うと、裁判が先に延ばされることは、何ともやるせない。下関バプテスト教会での報告集会で山本弁護士から、原告側の準備書面に対する被告国側の幾つかの認否と今後の裁判の見通しについて述べられた。これまでの裁判では証拠保全的な

河順女さん



やり取り（本人尋問）であったが、そろそろ国側は法律的な反論をするであろうし、それに対する原告側の反論となるだろうというのであった。又、河順女さんの健康回復を待って、本人尋問、その他の立証が考えられるとのことであった。山本弁護士は、勤労女子挺身隊の証拠集めにも協力して欲しいと訴えられ、報告集会は終わった。



裁判所前



陳述書



河順女

一 生いたち

私は一九一八年二月二日、全羅南道木浦市で父河下、母南下との間に長女として生まれました。父は全羅南道靈光郡で小作農をしていましたが、私が生まれた当時母と出稼ぎで木浦に来ていたのです。私は第二人、妹一人の家族の中で育ちました。家は貧しく、部屋が二つの藁葺きの家に住んでいました。

私は靈光郡の小学校に行きましたが、勉強が嫌いで、勉強をした記憶がほとんどありません。しかし、どうか小学校だけは卒業し、父が心配して親戚の家に預け、光州市の女学校に入学させました。ところが私は一ヶ月も学校に行かず途中退学し、そのまま光州の呉服屋の社長の家に住み込んで家政婦として生活することにしました。その家で私は信頼されて数年働きました。

二 「金儲けができる仕事」とさそれれる
私が従軍慰安婦として連行されたのは、一九才だった一九三七年の春だったと思

ます。買い物に行こうと家を出たとき、洋服を着た日本人と韓式の服を着た朝鮮人の青年が私に話しかけ、「金儲けができる仕事があるからついてこないか」と言いました。私は当時としては婚期に遅れた年になり、金儲けをしたいと思っていた矢先だったので、どんな仕事をするかわからないまま、ソウルにでも行くのだろうと思って、彼らについて行くことにしました。そのま

三 釜山から大阪へ、そして上海に

私たちは汽車で釜山に行き、日本人の家にらしい所に連れて行かれて一泊し、釜山の埠頭から貨客船に乗って大阪の港に着きました。そこが大阪だとわかったのは、日本人の男が「ここは大阪だ」と言ったからです。そこで一旦船を降りて下宿屋のようなところで一泊しました。私以外の娘たちはそこからどこかに連れて行かれましたが、私だけは別の日本人に連れられて何故か再び船で釜山に戻りました。そして釜山から私と同じような朝鮮の娘たち七、八人と一緒に船に乗せられ、天津に着き、天津から

南京を通過して汽車で上海まで連れて行かれました。上海で、最初に光州で私を誘った日本人の男にまた会いました。後に彼が慰安所の主人だということがわかりました。彼がここは上海だと言ったし、前に来ていた女性たちがここは上海だと言ったので、そこが上海だわかったのです。

四 長屋の慰安所

上海では、アメリカ人かフランス人の租界区の近くにある長屋に入れられました。その長屋は人が二人やっと寝ることができ程度で窓のない三〇位の小さな部屋に区切られており、私はその一つを割り当てられました。部屋は板張りの床で毛布を敷き、冬は湯たんぽで暖をとっていました。

私は長屋に入れられた時は、炊事・洗濯をさせられるものとはばかり思っていました。

五 慰安婦の生活

ところが翌日、カーキ色をした陸軍の服を着た日本人の男が部屋の中に入って来て、私を殴って洋服を脱がせたため、私は悲鳴をあげて逃げようとしたのですが、戸には鍵が掛かっていました。

その日から沢山の軍人たちが私の部屋に来ました。

私は客を取る以外は仕事をするなどいわれ、「マサコ」という呼名で軍人の相手をさせられました。この慰安所には日本人の女が二人、中国人の女が二人、朝鮮人の女が四人いましたが、朝鮮の馬山から来た娘は「オトマル」という名で呼ばれていました。主人の妻が軍人からお金をもらっていました。主人の妻は一度もお金をもらったことがありません。上海に来てから三カ月たつたとき、父母に手紙を書いたことが一度だけあります。住所も何も書かず、ただ金儲けして帰るから安心してほしいとだけ書きました。自分が苦勞するのは騙された自分の罪だと思っていました。父母だけは安心させたかったです。主人は帰るときに金をやると言っていました。私はそんな言葉は信じませんでした。ただ早く国に帰ることだけを願っていました。毎朝の九時から夜の二時くらいまで、軍人の相手をさせられました。休日というのはなく、ただ生理の時だけ軍人の相手をせずにすみました。一ヶ月に一回位病院で軍医の検診を受け、注射をされました。



六 陸軍部隊慰安所

長屋には「陸軍部隊慰安所」と書いた看板が掲げてあり、食事は台所の横にある食堂でしました。長屋の一番端に、主人の部屋がありました。主人は日本人で、何時も下は軍服のズボンでしたが、上はシャツだけのことが多く、妻のことを「たかちゃん」と呼んでいましたが、彼らのはっきりした名前は思い出せません。主人は福岡出身で妻は長崎出身だと言っていました。慰安所の実際の所有者は主人の妻の兄で、月に一〜二回慰安所に来ていました。呉淞路（ウー スンルー）にある慰安所の人が私たちを引き抜きに来ましたが、主人は断りました。

七 慰安所を抜け出す

私は軍人の相手をしたくないので、炊事・洗濯などの家事をしていた「チョウウさん」という中国人夫婦の手伝いに時々抜けだしていました。私は炊事・洗濯だけの仕事をさせてくれるよう主人に頼みましたが、その度に激しく殴られ生傷がたえませんでした。

ある日、私はどうしても耐えられず、慰安所から逃げ出して化粧品店をしている西洋人のおばあさんの家にいたところ、主人に見つかって連れ戻されました。

八 激しい仕打ち

主人は激怒して、炊事場で「殺してやる。」と包丁を持ち出しました。チョウウさんが止めてくれましたが、いつも女性たちを殴るために主人が帳場に置いている長さ五〇センチメートル位の檜の棍棒で身体中を殴られ、最後に頭を殴られ大出血しました。その後のことは記憶がありませんが、あとで聞いたところによると、チョウウさんが「血が出て死にそうだ。」と行って、西洋人のおばあさんと呼んできて、彼女が私を介抱し、傷の手当てをしてくれたそうです。三日位後に、慰安所に来ていた東京出身の衛生兵らしい優しい日本人がやってきて、私を陸軍病院に連れて行ってくれました。そこで頭の傷を七針縫いました。その後一月位は顔が腫れ上がり、軍人の相手はせずに炊事場で働いていました。チョウウさんの話では、その衛生兵は主人から、慰安婦が働かないから叩いたのになぜ親切にするのか、もう慰安所に来るなと言われたそうです。

九 解放から帰国へ

ある日病院に行って帰ってくると主人がいなくなっていました。そして翌日病院に行くと日本人の医者、私たちは日本に帰

るから後は国に帰って治療しなさいと言いました。慰安所に戻るとチョウさんが日本が負けて戦争が終わったと私に教えてくれました。そして軍人達も私以外の女性達もいつの間にかいなくなり、私だけが残されてしまいました。そのうち、中国人が建物を壊したり放火しているのを見て、私も日本軍の関係者として危害を加えられるのではないかとこわくなりました。チョウさんの奥さんが家で三日間程匿ってくれたあと、上海の埠頭に連れて行ってくれました。私は埠頭で三日間乞食のように野宿して帰国船を待ちました。ようやく帰国船に乗り、五日目に釜山に帰り着き、船の船長に頼んで麗水まで連れて行ってもらい、列車に乗って故郷に帰りました。

一〇 家政婦として生きる

故郷では母は生きていましたが、父は亡くなっていました。父は解放の頃に「火病」で死んだとのことでした。怒りや悲しみのために死んでしまうことを韓国では「火病」というのです。私はやっと故郷に帰ってきましたが、当時は左翼と右翼の対立が厳しい時代で、外国帰りが苛められることが多く、私は故郷を出て一人で光州に行き、もと働いていた家を探ねました。しかし、す

でにその主人はいませんでした。そこで、母の実家のある全羅南道のチャンフンに行つて農業をして暮らしました。しかし一九五〇年に朝鮮戦争が始まると、そこにもいられなくなって、釜山に来て色々な家で一年や数カ月ずつ家政婦をして暮らすようになりました。

一〇年前に妹の息子の金丁が、自分の家に来るようにと言って、部屋を開けてくれました。私は家政婦をして働いていたときは、甥に幾らかのお金を入れてきました。が、年をとって、家政婦の仕事も出来なくなりました。

一一 慰安婦の申告

私は国に帰ってきてから従軍慰安婦をさせられていたことを誰にも言ったことがありません。母には上海に行つて軍人の家で炊事などをしていたと言いました。甥が従軍慰安婦に関するテレビのニュースを見て、私が従軍慰安婦をさせられていたのではないかと気づき、釜山の挺身隊対策協議会に申告したのがきっかけで、この裁判をおこすことになったのです。

一二 日本政府への怒り

家政婦をやめてから、私は韓国政府から

生活保護として一カ月米五升と麦五合、燃料費二万ウォンの支給を受けて暮らして来ました。昨年からは挺身隊ハルモニ生活補助金として月一五万ウォンが韓国政府から支給されるようになりましたが、今も三畳一間の部屋で家賃が八万ウォンで苦しい生活です。雨が降ると頭が痛くなり、時々、頭が空白になります。

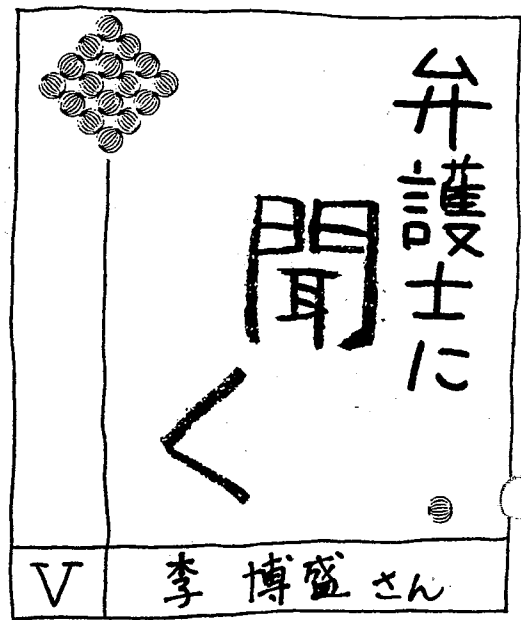
日本政府は、私たちのことに日本政府は責任がないとか、私たちは公娼だとか言っているようですが私はこれを聞いて腹が煮えくり返る思いです。

一九九四年一月四日

以上

これは、裁判所に提出したもので、河順女さんの陳述を金文淑さんが聴き取り、日本語訳しました。
なお、見出しは編集部でつけました。





1962年3月岡山市生まれ。
 3歳のときから福岡市で育つ。
 福岡高校、九大を経て、89年司法試験に合格。福岡では初めての韓国籍の弁護士。
 在日という立場から見える、日本社会のあり方、彼の生き立ち、そして関釜裁判が投げかける意味を聞いてみました。



はらだ ひろもり
 イパクソン
原田博盛から李博盛へ

——お父さんは「梨花苑」という焼肉屋さんを経営されていますね。

最初、中洲にお店を開いて、僕が小学校五年頃に軌道に乗るようになりました。父は在日一世、母は二世です。父はそれ以前には、おかき屋や家具屋をやったりしていました。

——「梨花苑」さんの焼肉はすごくお

いしくて、以前かっこいいウエイターさんがいるなと思っていたら、それがお手伝いにいらした李さんだったんですね。子供の頃の差別体験とか、弁護士を志すようになったきっかけは？

ものごころついた時には、親戚の集まりなんかに行くと、日本語じゃない言葉が交わされたりしているの、小学校二年生位で、自分が韓国人なんだという意識を持つようになりました。その頃には、韓国人ということでショックだとかマイナスと

こういう感じはありません。それが、差別的なマイナスのイメージがあるんだと初めて知ったのが小学校四年か五年の頃。「原田はチョーセン人だ」とクラスの中の悪い子に言われた時ですね（「原田」は李さんが使っていた通称）。高二の時までは医者になろうと思っていたんですが、僕は色弱だからムリではないかと言われて。

ちようどその頃、金敬得さんが帰化せずに弁護士になったというニュースを聞いて、「帰化しなくても弁護士になれる道があるんだ」と思い、法学部を目指しました。在日として生きていく上で、普通に企業に入ってサラリーマンになるという道は、身近にもなかったし、考えられなかったからです。

大学に入ったのをきっかけに、原田博盛から本名の李博盛を名乗りはじめました。その頃は「り・ひろもり」という読み方でしたけど、「イ・パクソン」という読み方を名乗ったのは弁護士登録してからです。大学時代には陸上をやってまして、二〇〇m、四〇〇mの選手でした。

よりよい社会を求めて

——今の関釜裁判の弁護士の方たちは、司法修習生時代の同期生ですね。

修習生は公務員に準ずる、ということ、最高裁が国籍要件を設けていました。その例外措置として、「相当」が認められれば国籍要件を満たさなくてもよい——これは金敬得さんが帰化せずに研修所に入るときの条件としてつくられた措置だったんですが——それには保証人と本人の誓約書が必要だ、保証人として日本人の法曹関係者と親を一人づつ連れて最高裁まで出向き、署名・捺印せねばならないという屈辱的な制度なんです。

急に保証人といわれても引き受けてくれる人はなかなかいない。それで、こんなのはおかしいのでなくそうと、修習生仲間が署名運動を起し、今では国籍による差別措置は廃止になりました。

最高裁が本日に在日の歴史を知っていれば、こんなひどいことはできないと思うんですが。それに気付か

ないままこの制度を続けて来たのは情けないです。

——研修生同士の結束はやはり強いですよ。

研修所に寮があつて、寮祭ではこの件で、国を相手に損害賠償を起す模擬裁判もやりました。僕が原告、山本晴太さんが検察官の役、松本康之さんが裁判長役、山本さんの検察官役は憎々しいほどで……(笑)

——弁護士の活動の中で、差別や在日の問題というのはやはり多いですか？

小学校でのいじめの問題もありますし、韓国・朝鮮の人権にかかわる事件というものは、依頼者の方が多くを語らずとも、その気持ちや自分自身よくわかるといふのは強みかもしれません。

依頼者から、その人の抱えている背景を話してもらえらる信頼関係が大事ですから。

——関釜裁判のこれからについてお聞

かせ下さい。

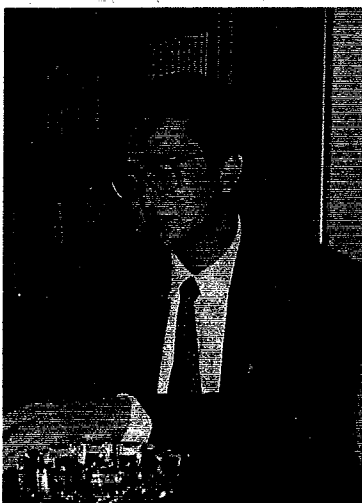
これからは法律的な主張・反論のやり取りになりますね。

具体的・歴史的な事実関係を拾いあげて調査しなければならぬのですが、挺身隊、従軍慰安婦の問題は、客観的に整理したものがなく、早急に資料の収集をしないとけません。

敗戦五〇年はひとつの節目ですが、それを経過しても裁判は続いています。

しかし五〇年という節目を越して、運動がしぼんで取り上げられなくなってしまうという懸念があります。裁判が終わるまでには、まだ数年かかるでしょう。

五〇年を契機に、日本社会もよくなつていつて欲しいのですが。



父と母の辿って来た道

父の一八歳年上の兄が最初日本に来て、父を呼び寄せたのですが、父はまだ一五歳くらいでした。

父は兄のやっていた仕事を手伝いながら、関西学院大学の経済学部を出て、韓国の新聞社に就職が決まっていたんですが、朝鮮戦争の混乱で帰国できず、日本に残ったんです。大学は出たものの日本では就職する道がなく、職を転々としました。

母は学校の先生になるのが夢で、頑張って勉強していたのですが、高校受験のとき「教師にはなれない」と言われショックだったそうです。結局母は進学せず、アルバイトをしながら洋裁学校に行きました。

その分、父も母も子供には期待したのかもしれないですね。

——弁護士になられた時は、御両親はすごく喜びだったでしょうね。

両親の苦勞してきた歴史の背景がよく理解できるようになったのは、中学生くらいからでしょうか。それ

を聞いていく中で、在日社会のおかれた状況を、徐々に学んでいきました。在日だと福祉でも差別され、公庫の融資も受けられなかった。商売をやる上でお金を借りられない、というのは大きかったと思いますよ。

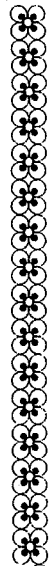
戦後補償においても在日は、田中宏さんがおっしゃったように、歴然と差別されているし。

——元・慰安婦への個人補償はどうなるでしょうか？

個人補償については、実現はされると思います。外圧や市民の声もあるし、やらざるをえない状況になるでしょう。

それにこのままだと、日本はアジアの中で孤立してしまうのではないですか？実現しないとアジアとの真の和解はできないと思います。

——本日は長時間、ありがとうございました。

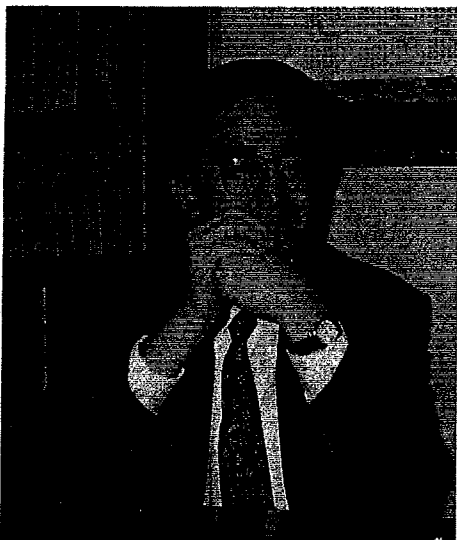


ご家族は、歯科医の奥様と一歳九ヶ月の女の子。お子さんが生まれてから、家に帰るのが早くなったとか。

インタビュー：松岡 澄子

宅見ますえ

構成：井上 由美



意見広告を出しました。 カンパをお願いします。

意見広告に取り組んで。

……重い決断でした。

「民間募金による見舞金」なんてことを許したら、被害者のおばあさん達は「金欲しさに騒いだ」だけということになるではないか。支援する私達は、何の為にこの問題に取り組んできたのか。こんなふざけた「案」は、数万のデモ隊で、国会をとり囲んで、つぶしたい。しかし、今の私達の力では不可能だ。

一体、地方にいる私達は、何ができるのか。このままなりゆきを見守っていいいいのか。東京での討論の様子を聞くと、とても運動体は一つにまとまりそうもない。何もしないで、後悔するよりは、スタスタになるかもしれないが、無理をしても何か道を拓きたい。そんな思いが交錯する中で、地方の小さな市民団体にすぎない当会が単独でも、全国紙に意見広告を出そうと決断したのが十一月八日。会として確認したのが、十一月十五日の定例会。何としても十一月中に出したいと動きだしました。

東京の戦後補償実現国際キャンペーンと合流することになり、慌ただしく、広告内容が討論されました。レイアウトと記事内容は、東京が三日も徹夜して頑張ってくれました。そして全ての被害者団体、ほとんどの運動体が賛同団体として名を連ねました。

十一月二十八日、三十日に、(二十八日北海道、二十九日東京、三十日西日本)毎日新聞・朝刊に十段で意見広告を出しました。

他方、肝心の資金集め。

マスコミの論調では、民間募金で決まっているような雰囲気です。一般の人達はどうなんだろう。議論をおこしていかねばと考えていました。まず身近な人から 百五十通協力要請文を送りました。「打てば響くように」という形容は不謹慎とは思いますが、まさにそんな感じで、現金書留で、封筒で、郵便振替で、手渡しで、カンパが送られてきました。添えられた手紙を見て、何度も涙を流しました。このような熱い思

いに支えられてこそ、私達はやれると。話をした人は皆一様に「民間募金で見舞金なんてそんな発想はどこから出てくるんでしょ」と怒っていました。この案に反対しているのは一部の人間ではなく、心ある人は、直感的におかしいと感じていると確信しました。政府は自民党の壁の厚さを見るのではなく、被害者と国民の方をこそ見なければならぬ。

とるものもとりにあえず送金して下さい皆さんに心よりお礼申し上げます。そして多くの人に訴えます。戦後補償の扉をたたいているのにすぎない段階で、私達は「玉砕」するわけには行かない。まだ桁違いの借金が残っています。意見広告の増版が数千部あります。皆さんの家族、友人に、職場の人達に配って下さい。カンパを訴えて下さい。葉書にて依頼していただければ必要枚数をすぐ送ります。何とぞよろしくお願いします。

戦後責任を問う関釜裁判を支援する会

事務局

郵便振替

0171016112197

(口座名) 戦後補償実現国際キャンペーン

勤労挺身隊問題
調査員のお願

戦後責任と言うと、マスコミは従軍慰安婦の問題にばかり焦点をあてがちですが、関釜裁判は勤労挺身隊として動員された韓国人に対する国家の責任を追及している唯一の裁判です。その意味でこの裁判は勤労挺身隊の歴史的事実を明らかにする使命を負っているともいえるのですが、弁護士にはまとまった時間がなく、基礎的な資料の収集に困難を来しています。

そこで、ニュース読者の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。特別な技術を要するわけではありません（もちろん史学系の学生・研究者のように資料探索の技術をもっておられる方は大歓迎ですが）。平日の昼間のまとまった時間を図書館の資料探索や事務所での資料整理に使える方、勤労挺身隊問題の調査に協力してください。とりあえず、十二月二十七日の午後二時から山本法律事務所準備のための打合せをしたいと思えます。協力していただける方は事務所までご連絡ください。



毎日新聞の意見広告に
寄せられた声より

寄せられた声より



戦後生まれの私には戦争の経験もない。戦前の事は先人達に聞いたり、本、テレビで知るがざりですが結構してきて、この慰安婦の問題は、とても重大なことと思います。そして人間のみにくさ(特に男性)の最もたるものだと考えます。人の愛を知らない日本人のために是非がわからず、知らない日本人のために是非がわからず、隣人の不幸なできごとを理解し、そして償いをしなければなりません。そのためには民間基金では個人に対して申し込めません。(桂道春彦 / 46才)

まったく同感です。日本政府が「民間基金」を設立するという新聞記事を見てから、どうして日本の政府というものがのりくらしと責任逃ればかりしているのか、腹立たしい思いでおりました。

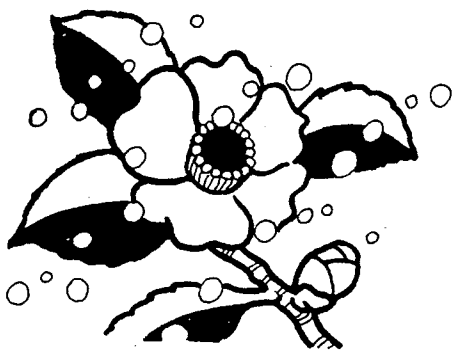
日本軍が関与していたのは明らかで、真正面から誠実な対応をしてほしい。

又、中国残留孤児の問題にしても、あんなだけの数の日本の子供達を引き受け、育ててくれた中国の親達にも中国政府にも、誠意ある言葉というものがあっても良いと思うのだが。

(吉松直子さん / 35才、主婦)



意見広告は韓国の東亜日報(12月11日)、ニューヨークタイムス(12月9日)、ファミリー・インクワイアラー(12月20日過ぎ)にも掲載されます!!



裁判を傍聴しましょう

第8回口頭弁論

95年2月27日(月)

午後1時30分より

いよいよ、

法律的論点の主張に入ります。

河順女さんの本人訊問は、健康が回復し次第、行われる予定です。

多数の傍聴を

お願いします。

なお、傍聴のための抽選整理券は、1時間前より配られます。早めにお越しください。

山口地裁下関支部

下関市上田中町8-2-2

0832-22-4076

JR山陽本線下関駅から北浦線(または東駅を通るバス)山之口下車

自動車の場合は棕野(むくの)トンネル付近で尋ねること

福岡の人は車で一緒に行きましょう。

集合場所:九州キリスト教会館

集合時間:午前10時30分

「関釜裁判を支援する会」活動日誌(7)

1994年

10月11日 第18回定例会

鈴木弁護士私案検討会、民間募金反対の立場を明確化

10月16日 「戦後補償実現に向けてのグランドデザインを語ろう」で、民間募金構想に全運動体が反対することを提案(於 東京、花房参加)

10月25日 臨時定例会

四者協(ハッキリ会、フィリピンの裁判、在日慰安婦裁判、自治労)の呼びかけを検討、民間募金構想反対を貫くことに決定

11月4・5日

山本、山崎両弁護士、釜山で河順女さんと本人尋問に向けて打合せ

11月8日 全国紙に意見広告を出す方向で検討~東京の意見広告国際キャンペーンとの共同作業で

11月15日 第19回定例会

毎日新聞に意見広告をだすことに決定する(重たい議論の末)

11月19日 金文淑さん来福、支援する会と話し合い

11月23日 編集会議

意見広告の賛同人署名用紙発送作業

11月28日 第7回口頭弁論、河順女さんの本人尋問の予定であったが本人欠席

11月28~30日

毎日新聞の朝刊で意見広告が掲載された。(28日:北海道ブロック、29日:関東ブロック、30日:西日本ブロック)

12月3日

全朝教(全国在日朝鮮人教育研究協議会)福岡結成集会、花房講演(教育会館)

12月4日

「アジア共同行動九州・山口」で福岡アピール(北九州)

12月8日

映画「教えられなかった戦争」意見広告を配る

12月9日

与党三党による民間基金案撤回の共同声明に賛同

12月10・11日

編集作業

熱い意見広告をお願いします

意見広告のカンパをお寄せいただきありがとうございます。敗戦50年をめぐりに戦後補償の運動は95年が山場になります。「支援する会」にも一層のご協力、ご支援をお願いします。

ボーナスカンパもよろしく!!!

郵便振替 福岡4-47678

関釜裁判を支援する会

明大がっふん

○ネンゲ、自転車の盗難、広沢のFA、今年も本当に厄年だった... (Ys)
○69歳+1のためにBクラスとは... 鞆はOHは、30シク... (FBH)
○前編編集長 無事女見出席。(祝)
○今年もお世話になりました。よいお年を! (奥)